

# 市役所広場の使用不許可

## 金沢市 憲法を守る会集いで

5月6日に「憲法施行70周年記念集会」を開催する。広場は市庁舎の一部との見解を示し、集会在市庁舎等管理規則の禁じる示威行為に該当すると判断した。同会によると、集会は午後1時から30分間程度を予定し、約200人の参加を見込んでいた。3月31日に

申請し、今日14日に不許可通知が届いた。集会は代わりに同市のいしかわ四高記念公園で開かれる。

市役所前の広場をめぐっては、市が2014年5月に陸上自衛隊第14普通科連隊(同市)のパレード反対集会での広場の使用を認めなかったのは違憲として、同会などが市に損害賠償を求めた訴訟が、最高裁で係争中となっている。

# 護憲集会不許可に

## 金沢市、庁舎前広場の使用

市民団体「石川県憲法を守る会」(金沢市)が五月三日に開く憲法施行七十周年集会のため、金沢市に市役所庁舎前広場の使用を申請したのに対し、市が不許可とする決定を通知していたことが分かった。守る会は二十日夜の常任委員会で「表現の自由を尊重しない不当な判断」として市に審査請求することを決めた。守る会によると、集会上は県内の護憲団体などから三百人が参加し、集会アピールを採択する内容で、三月末に庁舎前広場の使用を市に申請した。市は今日四日、集会在市庁舎等管理規則で禁じられた示威行為に当たり、管理上の支障があるため不許可とする決定を通知した。

市は三月二十一日、再整備を進めていた庁舎前広場の完成に合わせて、管理規則を改正。これまで禁止事項の一つに「示威行為」とだけ記していた部分を「特定の政策、主義、意見に賛成、または反対する目的で威力、氣勢を他に示すなどの示威行為」に変更した。市総務課の山田裕課長は取材に「団体側への聞き取りで政治的な批判を含むと分かり、禁止行為に当たると判断した」と説明。「庁舎前広場は庁舎の一部である

を改正。これまで禁止事項の一つに「示威行為」とだけ記していた部分を「特定の政策、主義、意見に賛成、または反対する目的で威力、氣勢を他に示すなどの示威行為」に変更した。市総務課の山田裕課長は取材に「団体側への聞き取りで政治的な批判を含むと分かり、禁止行為に当たると判断した」と説明。「庁舎前広場は庁舎の一部である

# 市の規則、先月改正

## 総務課「示威行為に具体例」

今年の憲法記念日に金沢市役所前広場で「憲法施行70周年集会」を開こうとした市民団体に対し、管理する市が使用を拒否した問題で、市が判断の根拠とした「市庁舎等管理規則」の該当部分は先月改正されていたことが分かった。専門家は「市民活動を幽止めなく不許可にできる改正だ」と疑問視している。

年4月27日から先月20日まで使用できなかった。リニューアルオープンは先月21日。市庁舎等管理規則は同日付で改正された。

市役所前広場は整備工事に伴い、2015年度変更点は市庁舎等

## 不許可、幽止めなくなる

戸波江二・早稲田大学法科大学院教授(憲法学)の話。市の改正規則は、広場で言論活動をさせない、特定の意見を言わせないといった内容で、これでは何の集会も開けなくなる。許されない行為が厳密に限定されていない



金沢市が憲法集会の使用を不許可とした市役所前広場 ー金沢市広坂1で

# 憲法集会場市が不許可

## 金沢「中立性の確保で支障」

石川県の市民団体が「べきだ」と反発している。来月3日の憲法記念日に、金沢市役所前広場

集会は、石川県憲法を守る会(金沢市)が計画し、3月末に広場の使用を申請。市は今日14日付で不許可通知書を出した。市は「特定の政策、主義、意見に賛成または反対する目的での示威行為」なことを禁止した市庁舎等

の禁止行為について定義、意見に賛成またはめる第5条など。禁止行為14項目のうち、この「示威行為」とした。これまで「示威行為」と市は、集会在計画しただけ表記していた部分。石川県憲法を守る会(金沢市)から3月末

に許可申請があった後に聞き取りを行い、「この項目に該当する」などとして不許可通知を出していた。

市役所前広場で護憲集会を開いてきたが、市はこれを許可していた。しかし、2014年5月に陸上自衛隊のパレードに反対する集会を開催しようとしたところ、市は「示威行為にあたる」として使用を拒否。団体側は、表現の自由を保障した憲法に反するとして市に損害賠償を求めて金沢地裁に提訴。1審、2審とも「広場の使用許可は市の裁量に委ねられている」として請求を棄却し、団体側が上告している。【道岡美波】